

平成26年度(2015年)
実務者説明会(説明資料抜粋)

経済産業省
商務情報政策局 情報セキュリティ政策室

1. 変更認定について

- (1) 変更認定に関する法令の条文
- (2) 変更認定を必要とした事例
- (3) 変更認定を不要とした事例

2. 問い合わせ方法の変更(2015年4月1日以降)

- (1) 今後の問い合わせ方法について

1. 変更認定について

(1) 変更認定に関する法令等の条文

電子署名法第九条

認定認証事業者は、**第四条第二項第二号又は第三号**の事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

ただし、主務省令で定める**軽微な変更**については、この限りでない。

3 **第四条第三項及び第六条の規定**は、第一項の変更の認定に準用する。

電子署名法第四条第二項

二 **申請に係る業務の用に供する設備**の概要

三 **申請に係る業務の実施の方法**

電子署名法第六条

主務大臣は、**第四条第一項**の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 **申請に係る業務の用に供する設備**が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請に係る業務における**利用者の真偽の確認**が主務省令で定める方法により行われるものであること。
- 三 前号に掲げるもののほか、**申請に係る業務**が主務省令で定める基準に適合する**方法**により行われるものであること。

電子署名法施行規則第九条

法第九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、**同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設**とする。

1. 変更認定について

(2) 変更認定を必要とした事例

<業務系>

- ① 真偽確認方法の追加(対面確認方法の追加)

(3) 変更認定を不要とした事例

<設備系>

- ② 登録用端末設備の撤去
- ③ 登録用端末設備室の移転
- ④ 認証業務用設備のソフトウェアのアップデート
- ⑤ 登録用端末設備室の鍵の管理方法の変更

<業務系>

- ⑥ 帳簿書類の保管場所の変更

1. 変更認定について

(2) 変更認定を必要とした事例

① 真偽確認方法の追加(対面確認方法の追加)

(質問)

現在、規則第5条第1項第1号口の「印鑑登録証明書」を提出する真偽確認方法を採用していますが、新たに、規則第5条第1項第1号イの「対面」による身分証明書等の提示により真偽確認する方法を追加で採用したいと考えています。変更認定は必要ですか。

(回答)

新たな真偽確認方法を採用することは、法第4条第2項第3号に規程する業務の実施の方法の変更に該当しますので、変更認定が必要です。

1. 変更認定について

(2) 変更認定を不要とした事例

② 登録用端末設備の撤去

(質問)

現在、5台の登録用端末設備を使用して、登録業務を行っていますが、3台に減らしたいと考えています。

登録用端末設備を2台撤去することについて、変更認定は必要ですか。

(回答)

登録用端末設備を2台撤去することが、残る3台の「認定基準に適合しているという事実」に影響を及ぼす場合は、変更認定に該当することがありますが、影響を及ぼさない場合は、変更認定は不要です。

1. 変更認定について

(2) 変更認定を不要とした事例

③登録用端末設備室の移転

(質問)

現在、ビルの3階にある登録用端末設備室を、8階に移転させようと考えています。登録用端末設備は、全て3階で使用していたものをそのまま使用します。移転先の8階の部屋は、壁で仕切られていて、無人の際は物理鍵での施錠を考えています。移転に関して、変更認定は必要ですか。

(回答)

登録用端末設備室には、指針第4条第2号により、「関係者以外が容易に登録用端末設備に触れることができないようにするための施錠等の措置を講じられていること」という認定基準があります。

今回の場合は、移転後においても、部屋が間仕切り等で仕切られる、無人の際は施錠される等の必要な措置が講じられるため、法第4条第2項第2号に規定する設備の概要の変更には該当せず、変更認定は不要です。

1. 変更認定について

(2) 変更認定を不要とした事例

④ 認証業務用設備のソフトウェアのアップデート

(質問)

認証業務用設備で使用しているソフトウェアに、新しいバージョンが出たため、アップデートしたいと考えています。変更認定は必要ですか。

(回答)

認証業務用設備のソフトウェアのアップデートは、規則第9条に規定する「同一室内における既存の設備と同等以上の性能を有する設備への変更」に該当しますので、軽微な変更となり、変更認定は不要です。

1. 変更認定について

(2) 変更認定を不要とした事例

⑤ 登録用端末設備室の鍵の管理方法の変更

(質問)

登録用端末設備室が無人の際は、施錠していますが、その鍵の管理方法を変更したいと考えています。変更認定は必要ですか。

(回答)

登録用端末設備室については、指針第4条第2号において、「関係者以外が容易に登録用端末設備に触れることができないようにするための施錠等の措置を講じられていること」という認定基準がありますが、その施錠の際の鍵の管理方法については規定がありません。

従って、鍵の管理方法を変更したとしても、適切に施錠を行う限りは、変更認定は不要です。

1. 変更認定について

(2) 変更認定を不要とした事例

⑥ 帳簿書類の保管場所の変更

(質問)

帳簿書類を保管している部屋が手狭になってきたため、隣の一回り大きな部屋に保管場所を変更したいと考えています。

保管場所変更後は、従来使用していた書棚等を移設してそのまま保管したいと考えています。部屋の仕様は従来 of 部屋と全く同様で、保管方法についても、従来 of 部屋と同様に実施する予定です。変更認定は必要ですか。

(回答)

帳簿書類の保管方法に変更がなく、保管場所のみの変更であるため、法第4条第2項第3号に規定する業務の実施の方法の変更には該当せず、変更認定は不要です。